

## 公務災害傷病者等の処遇事務取扱要領の制定について（例規）

昭和46年12月15日

兵警厚例規第47号警察本部長

公務災害傷病者等の処遇事務取扱要領を次のように定め、昭和47年1月1日から実施する。

### 記

#### 第1 趣旨

この要領は、公務災害傷病者等について常にその実態を把握し、それぞれに適合した具体的な援助活動を行うなど、その処遇の適正を図るため必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領にいう公務災害傷病者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 公務上の災害により傷病を受けた者及びその家族
- (2) 公務上の災害により退職した者及びその家族
- (3) 公務上の災害により死亡した者の遺族

#### 第3 警務部長及び厚生課長の責務

- 1 警務部長は、警察本部長の命を受け、公務災害傷病者等の処遇全般について総括するものとする。
- 2 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、警務部長の命を受け、公務災害傷病者等の処遇事務全般についての指導助言、関係機関との連絡調整などを行うものとする。

#### 第4 所属長、副署（次）長等の責務

- 1 所属長は、所属に着任後速やかに家庭訪問等の方法により公務災害傷病者等に面接し、その実態を把握するとともに、適切な処遇事務を積極的に行うものとする。
- 2 副校（隊）長、副署長（警部の警務課長配置署にあつては警務課長）、次席及び次長は、所属長の命を受け、公務災害傷病者等に対する具体的な処遇事務を推進するために必要な計画をたて、その実施に当たるものとする。

#### 第5 処遇事務の内容

公務災害傷病者等に対する処遇事務の内容は、次の表のとおりとする。

処 遇 事 務	具 体 的 な 内 容
被災直後の措置	<ol style="list-style-type: none"><li>1 速やかに医師の診断を受けさせるとともに、症状に応じて兵庫警察職員健康管理規程（昭和44年兵庫県警察本部訓令第33号。以下「健康管理規程」という。）第8条に定める管理医師の意見又は家族等の意見を聞き、完備した医療施設に入院させるなど治療方法について最善の措置を講ずること。</li><li>2 症状等を電話、電報又は訪問等の方法により家族等に連絡</li></ol>

	<p>するとともに、殉職の場合は、所属長自ら訪問し、敬弔の意を表すること。</p>
療 養 指 導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治医と密接な連絡をとり、病状の実態把握に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて傷病者及び家族の要望、意見等を聞いて、可能な限りその実現に努めること。この場合、病状によっては、所属長自らこれに当たるように努めること。</li> <li>2 主治医から病状、回復状態等を聞き、現在の療養方法などが適切に行われているかどうかを検討し、必要があれば主治医の了解を得て転医の措置等を考慮すること。</li> </ol>
慰 問 及 び 激 励	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所属長及び直属の幹部は、機会あるごとに（少なくとも3箇月に1回以上）訪問して、慰問及び激励を行うこと。</li> <li>2 その他の所属職員は、随時訪問して慰問及び激励を行うこと。</li> </ol>
機能回復等の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 後遺症が判明したときは、機能回復に関する設備を備えた医療機関を利用させるよう努めること。</li> <li>2 早期回復を図るために必要な訓練に努めさせること。</li> </ol>
職場復帰時の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病の回復後、勤務についての精神的、肉体的な影響、傷病の部位等を十分検討し、必要な助言と指導を行うこと。</li> <li>2 適切な職務内容を選定するほか、身分の切替え、配置換え等の必要があるときは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）にその旨を連絡すること。</li> <li>3 前記の連絡を受けた警務課長は、可能な限りその意に添うように配慮すること。</li> <li>4 健康管理規程第31条に定める勤務管理の指導区分に応じた適正な管理措置を行うこと。</li> </ol>
生 活 相 談	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公務上の災害により退職した者に対しては、積極的に就職の指導を行うこと。</li> <li>2 遺族等の就職、住宅問題など、相談を受理したときは、積極的に処理すること。</li> <li>3 殉職者の子弟に対する警察育英奨学資金、ひまわり資金等の支給について必要な措置を行うこと。</li> <li>4 必要に応じ、本部職員相談室勤務員の派遣等を要請すること。</li> </ol>
そ の 他	<p>上記以外で所属長が必要と認める事項</p>

## 第6 処遇カードの作成及び送付

1 所属長は、当該所属の警察職員が、公務上の災害により次のいずれかに該当するに至ったときは、公務災害傷病者等処遇カード（様式第1号）及び公務災害傷病者等処遇カード継続紙（様式第2号。以下「継続紙」という。）をそれぞれ2部作成し、1部を警務部長に送付するとともに、1部を整理保管するものとする。

- (1) 殉職したとき。
- (2) 後遺症が判明したとき。
- (3) 30日以上 of 休養を要すると診断されたとき。
- (4) 前3号と同等の災害と所属長が認めたとき。

2 所属長は、公務災害傷病者等に対し、処遇を行ったときは、その都度、継続紙にその状況を記録しなければならない。

## 第7 公務上の災害認知時の措置

1 警務課長は、前記第6の1の(1)、(2)及び(3)に掲げる公務上の災害を認知したときは、速やかにその内容を厚生課長に連絡するものとする。

2 前記の連絡を受理した厚生課長は、当該公務災害に係る必要な処遇措置を速やかに検討し、その結果を警務課長及び公務災害傷病者等の所属する長に連絡するものとする。

## 第8 処遇事務の打ち切り等

1 所属長は、公務災害傷病者等が、次のいずれかに該当し、かつ、処遇事務を行う必要がないと認めたときは、処遇事務を打ち切るものとする。

- (1) 症状が固定又は治癒したとき。
- (2) 公務上の災害により退職した者の生活設計の見通しがついたとき。
- (3) 殉職者の遺族の子弟の義務教育が終了したとき。
- (4) 殉職した者の配偶者であった者が再婚したとき。
- (5) 前各号のほか、警務部長が打ち切りを妥当と認めたとき。

2 所属長は、処遇事務を打ち切った者の公務災害傷病者等処遇カード及び継続紙を、5年間保管するものとする。

## 第9 報告

所属長は、公務災害傷病者等に対するその月の処遇状況（処遇事務を打ち切った場合を含む。）を翌月5日までに、公務災害傷病者等処遇状況報告書（様式第3号）により警務部長に報告しなければならない。

## 第10 処遇事務の引継ぎ

所属長は、異動その他により、公務災害傷病者等に対する処遇事務が中断し、又は遅延等がないように処遇事務の引継ぎについて、特に配慮しなければならない。

## 第11 処遇上の留意事項等

1 公務災害傷病者等に対しては、職員全体の暖かい思いやりと援助が効果的であることを銘記し、所属長以下全職員が処遇の万全を期するように努めなければならない。

2 公務災害傷病者等に対する処遇に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 愛情と誠意をもって当たり、親切、ていねい、迅速に処理すること。

- (2) 公務災害傷病者等の心情について、特に配慮すること。
- (3) 訪問などの時間の選定に当たっては、療養効果を妨げないようにするなど公務災害傷病者等の立場を十分に考慮すること。
- (4) 処遇上知り得た秘密は、絶対に漏らさないこと。

#### 第12 経過措置

この要領は、既に公務災害の取扱いを受けている公務災害傷病者等についても適用する。